

法学と哲学とのあわい

南山大学法学部教授 高橋 広次

黒潮と親潮とがぶつかる潮境では多くの魚が集まり、豊漁の場だと言われる。しかしその海面下は、冷たい水塊がもぐり込んで、暖かい水塊を押し上げ、水流が上昇と沈降を続ける混沌状態にある。法学と哲学という異なった二つの学問がである法哲学は、さぞ豊かな成果が望まれる漁場のように思われるかもしれないが、さほど豊漁を祝えるほどの場とも言えない。なぜなら、両者をそのまま統合しようとする、その成果は、つぎはぎ細工となり、木に竹を接いだようになりかねないからである。

近代以降、厳密学を目指す哲学は、社会科学の基礎づけへと関心を広げるにおよび、学問方法の相違に気づかざるをえなくなった。なぜなら、研究対象「実践的なこと」は、「それ以外の仕方でもありうるもの」だからである。しかも、よく見ると、それは既に人間によって構成されているから、何らかの価値を不可分に含んでいる。ところが価値をめぐっては多くの和解しがたい争いがあるのである。この処理の扱いに苦しんだ哲学者が着目したのが、ジュリスプルーデンスに収斂する独特の思考術を論じた古代ギリシア・ローマの古典である。哲学者の思考は、モノローグ、自問自答による真理探究であるが、実践の場で求められるのはコミュニケーションを通じての合意である。法学的思考は、論議に参加する条件としての手続きを重んじ、またケースを考えるに演繹法よりも、おおよその人が納得する臆見や先入見から議論を出発させる。この新しい発見は、哲学者を刺激して法学研究をはやらせ、ついには本家本元の法哲学に逆輸入されることになった。

それでは、法学者は哲学者から何を学べるであろうか。哲学は知識の蓄積を追求するのではなく智慧を深める。実定法学の知識は日進月歩の発展を遂げ、法学書の刊行は、毎回届けられる本カタログに窺えるように盛況著しい。ところが哲学の知は直線的な向上の段階を踏むものではなく、それどころか基本的には進歩はない。人類の智慧は二千数百年前に出尽くしたと言ってもよい。哲学者は、二級の多くの知よりもわずかな一級の知を尊重してきた。なぜなら智慧の中には歴史的な進歩発展を超越する永遠のものが触れられているからである。そのことは宗教や芸術にも当てはまる。現代美術がミケランジェロの作品より進歩しているだろうか。

法についても同様のことが言えよう。哲学は、誰もが当たり前のこととして顧みないことをテーマにする。「存在とは何か」という問いがその典型であるが、これは大変な問題である。法哲学が「法とは何か」を問うとき、それは分析法哲学が言うように似非問題ではなく、不可避の問いである。健康な人は健康であるとき、その有難さが分からないから、探究しようとしないうちに、法も平和時にはその本質に向けて問われることがない。実用法学にとって「哲学が生活を作るのではなく、生活は初めから存在している」からである。しかるに国家が革命や戦争に直面して実定法の実効性が揺らぐとき、法への問いが主題化される。相変わらず読み継がれる法哲学の古典の多くは、国家が生まれるか滅びるかの動乱期に現れている。そこに見られるアポリアの同型性と解決法の提示に、人間本性の不変性を想わざるをえない。この意味で、法哲学は法学と哲学のあわいに立ち、歴史の帰趨を読み、変えるところは変えて、同じことを言い続けるのを使命とするように思うがいかがだろうか。